

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、公私ともお忙しいところ会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、欠席の届出ですが、8番、茂木靖雄委員、19番、鈴木正雄委員から出ております。

次に、議案の訂正をお願いいたします。

お配りしております議案書の35ページ、議案第1号の農地法第3条調査書のところですが、35ページでございます。受付番号の32番と33番が逆になっておりました。正しくは、32番とあるほうが33番で、33番と記載したほうが32番になりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

初めに、会長のご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回、11月11日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第6回総会までの業務報告書をご覧ください。

初めに、11月11日ですが、第5回農業委員会総会を、ここ神岡農村環境改善センターにおいて委員21名、推進員9名の出席をいただき開催しております。

次に、12月4日には、令和2年度第4回農業委員会役員会を開催し、例年開催しております市当局と議会と農業委員会との新春懇談会の開催の是非、農地利用最適化の推進に関する指針の改正、いわゆる別段の面積の取扱い等についてご協議いただいております。今後、総会にお諮りすることとしておりますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、資料のとおりとなっておりますのでご確認いただきたいと思います。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、12番、佐藤敏光委員、13番、高橋勝範委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年12月9日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局の説明を求めます。

参与

1 ページ、2 番、3 番をご覧ください。

交換による所有権移転の案件であります。

農地の所在地は、2 番が角間川町〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートル1 筆です。

3 番が角間川町〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇平方メートル1 筆です。

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、7 2 歳と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、7 0 歳です。

申請理由につきましては、自作地相互の交換になります。農地の面積に違いがありますが、〇〇さんの所有する農地が角間川町の末路にあることから、価値的には相違ないとのことで、双方合意の上、交換するものです。

1 0 ページ、1 6 番をご覧ください。

移転される農地は、大仙市寺館〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇平方メートルほか田3 筆、合計〇〇〇〇〇平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、6 2 歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇さん、8 6 歳です。

申請理由として、当該農地はもともと〇〇さんの所有であり、負債整理のために2 0 年ほど前に売買をしたものでした。その後も〇〇さんが耕作を続け、返済が終了したので、所有権を戻すため贈与の申請があったものです。〇〇さんは8 6 歳で高齢ですが、後継者もおおり、農業を続けております。このたび、自分の名義にしたいと強く申出があったものです。

議案第1 号につきましては、ただいま説明いたしました3 件のほかに、有償所有権移転6 件、交換2 件、無償所有権移転8 件、賃貸借権設定の新規1 件、使用貸借権設定の新規3 件、更新1 5 件がございます。

3 3 ページから3 5 ページの農地法第3 条の調査書をご覧ください。

農地法第3 条第2 項各号には該当しない旨、記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第1 号の「農地法第3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第2 号の「農地法第5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

に区分されます。農地法第5条において、第3種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、農地法第5条に規定する要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番と2番についてお願いします。

三浦委員

5番の三浦功です。
先日、担当の職員の方と現地調査に行っていました。1番、2番ともに、位置図を見ていただくと分かりますけれども、1ページと3ページを見ていただくと分かりますように、大曲駅と、それから、国道13号線バイパスの間に位置しております。先ほど事務局の方が説明したとおり、何ら問題ないものと確認してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございます。
案件3番についてお願いします。

渡邊委員

20番、渡邊です。
先般、事務局と確認に行っていました。資料の5ページをご覧になると分かるのとおり、ここはもう既に宅地化、住宅化がどんどん進んでいる地域でありますので、農作業についても何ら影響もないというところであります。どうかよろしくのご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年12月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 議案第3号の案件40番を議題とします。
本案件は○番、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、
○○○○の退席を求めます。
(○○○○ 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

62ページ、40番を説明させていただきます。

利用権を設定する農地は、大仙市土川○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル
ほか田2筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、93歳、ほか1名です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、71歳です。

期間満了による利用権設定の更新で、賃借料は10アール当たり○○○○○○○円、設定期間は、
ほかの契約と終期を合わせるため2年1か月です。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われ
ます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号の案件40番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号40番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地
利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○○○の入場を求めます。
(○○○○ 入場)

議 長 次に、議案第3号の案件94番を議題とします。
本案件は、○○番、○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、
○○○の退席を求めます。
(○○○ 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

100ページ、94番の説明をいたします。

農地中間管理機構を活用した一括方式による新規の賃貸借設定です。

利用権を設定する農地は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○
○○○○平方メートルほか田5筆、畑1筆、計7筆、面積○○○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、78歳で
す。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○

議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました200件のほかに所有権移転30件、賃貸借権設定の新規18件、更新29件、使用貸借権設定の新規1件がございます。今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、田では10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇円と大きく幅がございます。これは圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。田では10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。低いほうは圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり妥当な契約金額と推察しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|------|---|
| 議 長 | 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
足達委員。 |
| 足達委員 | 22番の足達です。
今回の一括方式の中身で、圃場整備絡みと推察されますけれども、法人は農事組合法人、農業法人、ございますけれども、今回実施に当たって何町歩ぐらいの経営規模になる感じなのか、もしお分かりでしたらお知らせ願います。 |
| 参 与 | 〇〇〇〇〇〇〇〇は、集積面積が〇〇〇〇〇アール、集積筆数は605筆でした。 |
| 足達委員 | ヘクタール単位でいいです。 |
| 参 与 | すみません、何とぞアールで読ませてください。議案に合わせてアールでお願いします。
〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇アール、539筆です。
〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇アール、集積筆数が82筆。
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇アールで筆数は310筆でございます。 |
| 議 長 | ほかにありませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号の案件1番から39番、41番から93番、95番から280番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号案件1番から39番、41番から93番、95番から280番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。 |
| 事務局長 | 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 |

令和2年12月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局より報告願います。

参与

議案書ナンバー2の279ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市新谷地字上台31番地、株式会社夢こうじょう、代表取締役、小澤喜美男

2番、大仙市協和中淀川字白岩7番地、農事組合法人ファーム山谷、代表理事、小田嶋太助

3番、大仙市協和下淀川字逢田74番地、有限会社弥栄、代表取締役、加藤弘栄

4番、大仙市協和中淀川字上宿9番地、合同会社隆徳ファーム、代表社員、高橋知栄美

以上、4法人からの報告がありました。

詳細につきましては、280ページから291ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長 以上、ご報告といたします。

議長 これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか、事務局のほうから何かございませんか。

参与 それでは、私のほうから一つお知らせがございます。
皆さんご存じのとおり、毎年1月の総会終了後に、市長はじめ市当局や議長ほか市議会議員の皆様をお招きいたしまして、新春懇談会を盛大に開催しております。しかし、今年度につきましては、今年の初め頃から新型コロナウイルスが拡散し始め、今なお収束がついていない状況にあります。そういった状況を考慮しまして、先日、役員会を開催し協議した結果、今年度は新春懇談会を中止することに決定しました旨、お知らせいたします。
以上です。

議長 ほかにございませんか。
(なしの声)

議長 農業委員、推進委員の皆さんから何かありませんか。
菅原委員。

菅原委員 ただいま事務局から新春懇談会についての中止のお知らせがあったわけでありまして、けれども、8月に農業委員、それから推進委員、それぞれ新しい方々が誕生したということで、通常であればその8月に新旧交代というような形で皆さんと一緒に懇談会を開催しなければならない状況でしたけれども、やはり先ほどのコロナの関係で、一同に会してそういう会食等は控えるべきということで、中止になったわけでありまして。
実は、この新春懇談会についても、収束してくるような状況であればということで、一応役員の中にも、いろいろご意見があったわけでありましてけれども、あえて中止ということではありますけれども、この後、いつ収束するか分からないコロナの状況の中で、このままずるずる行ったんでは、新しい農業委員、それから新しい推進委員とのそういう親睦を深める場が全然なくなってしまう。それではいけないだろうと、役員会の中で話がありました。

いろいろ、そのことについては、地区ごとにいろいろご意見等々あると思いますので、そこは地元、地区ごとにお任せしたいというような考えでもありましたので、あ

えて、こちらから、どうのこうのという指示的な新年会とか忘年会ということはどうたうことはできないところでもありますけれども、新しい農業委員、推進委員交えて、いろいろとご意見を伺いながら、懇談会をやはり小さい規模ながら、ひとつご検討いただければなというような模索もしておりますので、そこは各地域にお任せしたいと思っておりますので、よろしく把握していただきたいと思います。

以上であります。

議 長

ほかにごありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第6回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

(午前10時58分 閉会)